

竹田市工事書類簡素化実施要領

令和2年8月24日

告示第122号

(目的)

第1条 この要領は、土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき受注者に対し提出等を求めていた工事書類について、見直しによる簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に資することを目的とする。

(位置付け)

第2条 本要領は、工事書類の簡素化について具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

第3条 竹田市が発注する土木工事を対象とする。

(実施内容)

第4条 本要領による実施内容は、大分県の工事書類簡素化実施要領を準用するとともに、竹田市工事書類簡素化規程（令和2年8月24日伺い定め）のとおりとする。

(その他)

第5条 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員及び契約検査室へ報告するものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要領は、令和2年9月1日以降に起案する工事に適用する。
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。